

第11次総合計画の施策体系（案）について

1 第11次総合計画の構成

第11次総合計画では、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」を「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」として策定します。

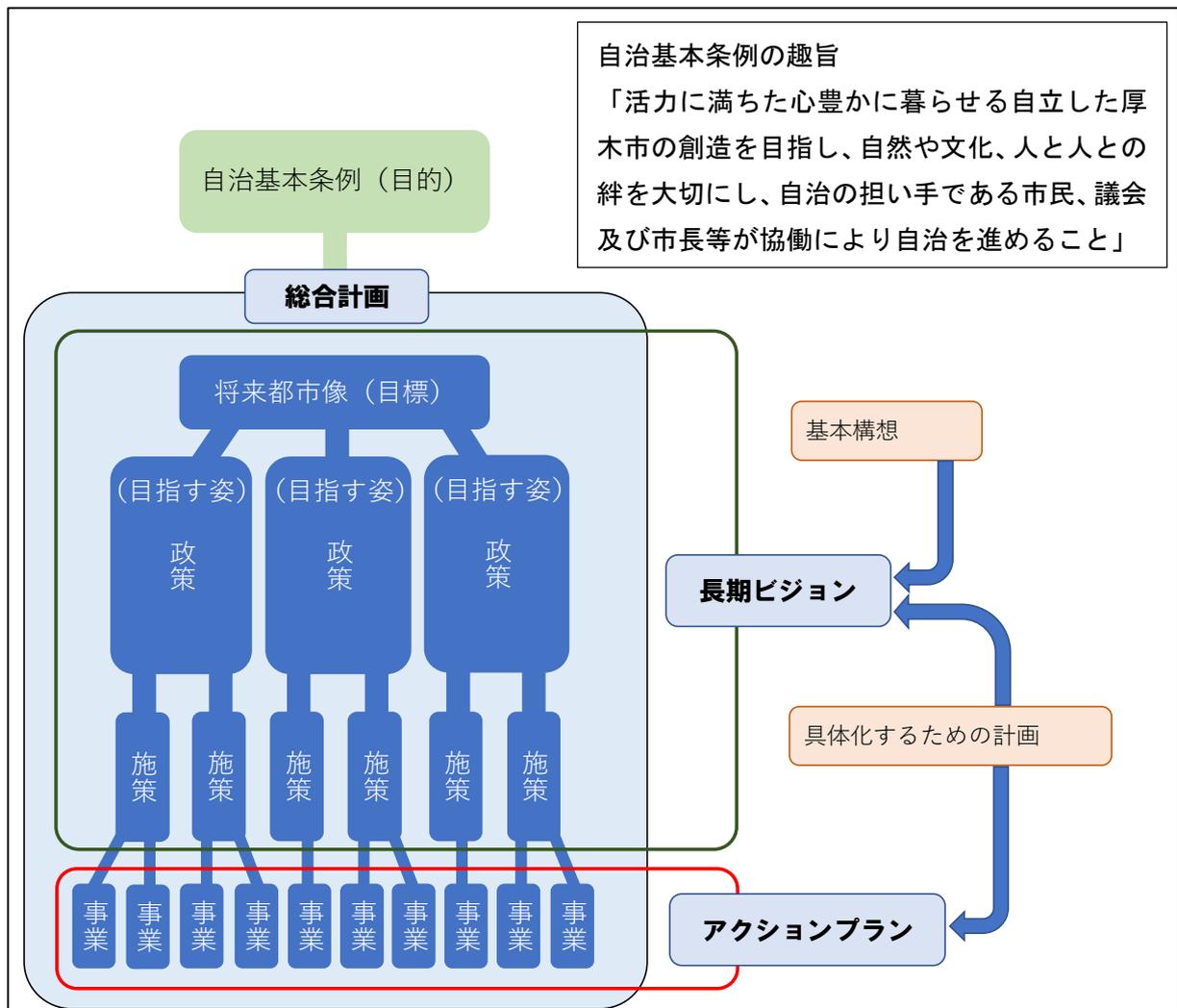
自治基本条例（抜粋）

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 略

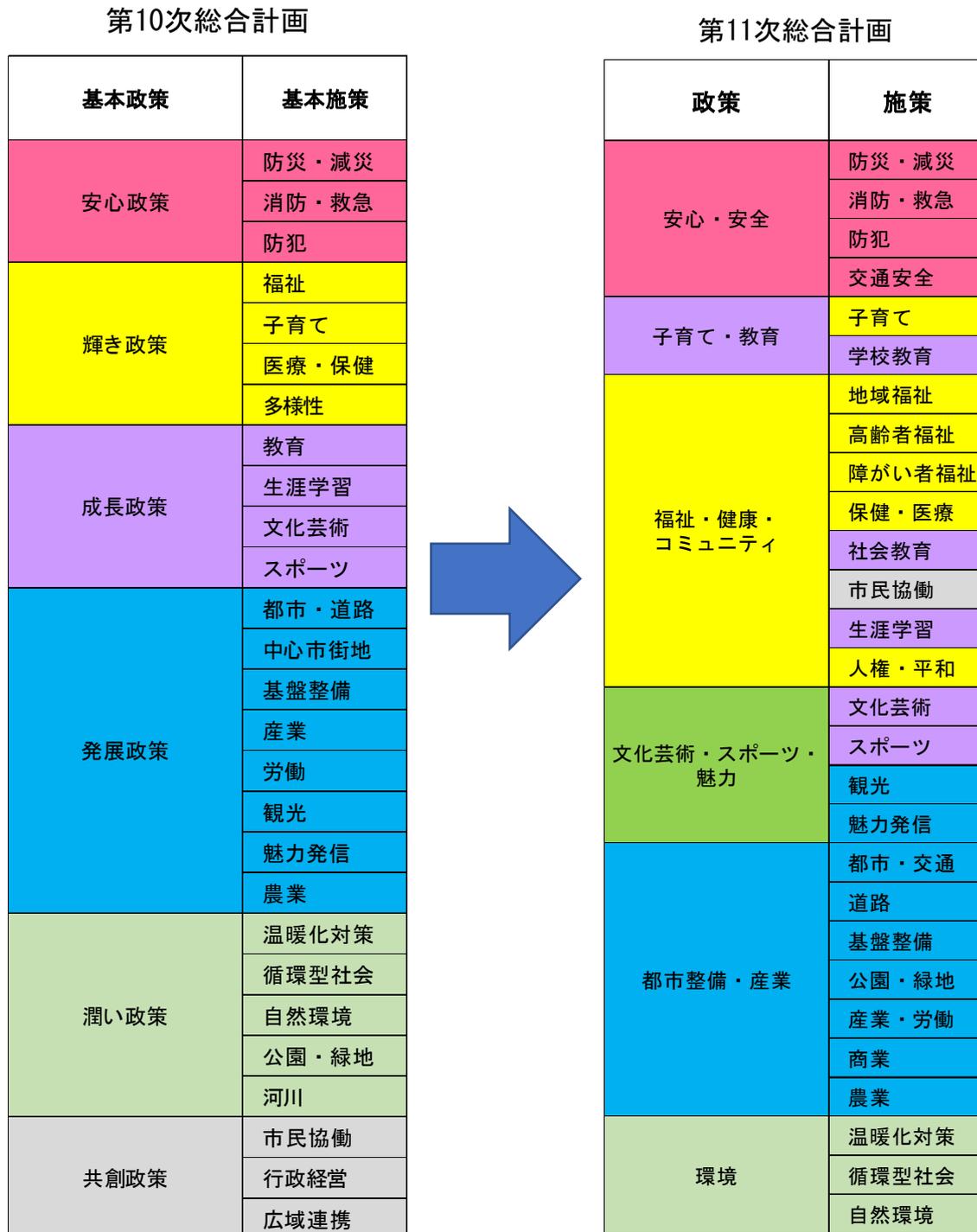
3 略

図 第11次総合計画の構成（イメージ）



2 施策体系（案）

第11次総合計画の施策体系は、魅力あるまちを実現するために位置付けた第10次総合計画第2期実施計画における「魅力あふれる厚木創造プロジェクト」や、社会的な課題に対し迅速かつ的確に対応するために行った組織改正を踏まえ、第10次総合計画に位置付けるまちづくりの方向性を基に、社会経済環境の変化に照らし合わせて検討を進めます。



※「行政経営」「広域連携」は、行政運営の基本姿勢として位置付けます。

※重点事項として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付けるほか、施策横断的な事項の位置付けについても検討します。